

## 地方における消費者行政の充実・強化を求める意見書

地方公共団体では、消費者行政について、国や関係自治体などとも連携しつつ、地域性に合わせた独自の工夫・努力も行い充実を図ってきた。

現在、地方公共団体は国の消費者行政活性化交付金を財源とした基金の活用により消費者行政の充実・強化を図っているところであり、本県でも、県及び県内全市町村が基金事業に積極的に取り組んでいる。しかしながら、基金は今年度で終了予定となっていることに加え基金終了後の国の支援の方向性が明確になっておらず、消費者行政の取組を継続的に行っていくことが困難となるおそれがある。

さらに現在、消費生活相談窓口の現場を担っている消費生活相談員の多くが、非常勤職員であり、不安定な地位と専門性に見合わない待遇を受けている。増加し多様化する消費者相談に適切に対応していくためには、消費生活相談員の専門性の向上、地位の安定や待遇の改善を図る必要がある。

よって、国においては、地方消費者行政の充実・強化に関し、地方消費者行政活性化基金の延長や積増しを行うなど、特段の措置を講じるよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成25年9月27日

宮 崎 県 議 会

衆議院議長	伊吹文明殿
参議院議長	山崎正昭殿
内閣総理大臣	安倍晋三殿
財務大臣	麻生太郎殿
総務大臣	新藤義孝殿
内閣官房長官	菅義偉殿
内閣府特命担当大臣 (消費者及び食品安全)	森まさこ殿